

滋賀県地震防災プラン（案）の概要

総務・政策・企業常任委員会 資料3-2
平成30年（2018年）3月12日
総合政策部防災危機管理局

これまでの地震対策の取組を継承しつつ、全国各地で発生した過去の大規模災害を教訓として、今後、重点的に取り組む地震対策について、その基本的な考え方やスケジュールを定める。

H29策定、H30～32実施

個別事項(概要) ※下線は新規取組事項

滋賀県地震防災プラン(案)

実行1

多様な団体・組織との連携を含めた受援体制を整備する

・受援計画の策定
・災害時受援協定マニュアルの作成

実行2

寄り添い型・協働型避難者支援を実現する

・在宅・車中泊、テント泊等の避難者の把握と対応
・ボランティア等と連携した避難所の自主運営
・複合災害時の広域避難計画の見直し

実行3

要配慮者へ合理的配慮を提供する

・避難所の合理的配慮
・要配慮者の個別計画の作成支援
・福祉にかかる人材育成

実行4

被災者の生活再建を支援する

・災害時の相談窓口の整備
・応急仮設住宅マニュアルの作成
・災害時の防犯体制の整備

実行5

県と市町・市町間の連携を強化する

・家屋被害認定・被災証明発行支援
・災害廃棄物対策支援
・市町間のカウンターパート方式による相互応援の仕組みの構築

実行6

当事者力・地域力を高める

・住宅の耐震化、家具の固定、備蓄品の準備等、日頃からの備えの啓発
・中小企業の事業継続計画の策定等支援
・自主防災組織の充実強化

実行7

ハード・ソフト両面にわたる行政の災害対応能力を高める

・危機管理センターを拠点とした災害対応の充実強化
・職員の防災意識・災害対応能力の向上
・県有施設等のソフト、ハード対策による機能確保と強化

一人ひとりの被災者に寄り添った合理的配慮の提供を実現

多様な主体との連携により体制を構築

当事者力
(自助)

地域力
(共助)

行政力
(公助)